

公 示

聴聞の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業者である、川元秀徳に対して、許可の取消処分を予定していることから、道路運送法施行規則第60条の2の規定に基づき、下記のとおり聴聞の実施を公示する。

当該処分の利害関係者であつて、聴聞への参加を希望する場合は、事前に次の事項を記載した申請書の提出を行うこと。

- (1) 申請者の氏名又は法人名・代表者氏名及び住所
- (2) 事案の件名及びその番号(「聴聞の実施について 中国運輸局公示第34号」)
- (3) 聴聞参加者の氏名及び職業・職名並びに連絡先
- (4) 道路運送法施行規則第60条の3に規定する利害関係人に該当する理由

記

1. 対象事業者
川元秀徳 (広島県東広島市八本松町篠甲1148番地)
2. 予定する行政処分
一般乗用旅客自動車運送事業の川元秀徳 (広島県東広島市八本松町篠甲1148番地) に対する、許可の取消処分
3. 予定する行政処分の根拠となる法令の条項
道路運送法第40条
4. 予定する行政処分の原因となる事実
道路運送法第94条第4項の規定に基づく検査の際、事実と異なる記録をした定期点検整備記録簿を用い、虚偽の陳述をしたという違反事実が確認された結果、付与される違反点数の累積が81点以上となったこと。
5. 聴聞の期日
令和6年11月28日(木) 14時30分 聴聞開始
6. 聴聞の場所
広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館4階
中国運輸局 第3会議室
7. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室 (電話 082-228-3460)
広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館4階

令和6年10月28日

中国運輸局長 金子 修久

